

平成28年 第7回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 12月16日 開会

美瑛町議会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- |       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 第 1   |             | 会議録署名議員の指名について                            |
| 第 2   |             | 一般質問〔八木幹男議員、杉山勝雄議員、桑谷 覺議員〕                |
| 第 3   | 議案第 1 号     | 美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定について           |
| 第 4   | 議案第 2 号     | 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について             |
| 第 5   | 議案第 3 号     | 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について         |
| 第 6   | 議案第 4 号     | 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第 7   | 議案第 5 号     | 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について                   |
| 第 8   | 議案第 6 号     | 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について              |
| 第 9   | 議案第 7 号     | 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について            |
| 第 1 0 | 議案第 8 号     | 美瑛町税条例の一部改正について                           |
| 第 1 1 | 議案第 9 号     | 美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正について                   |
| 第 1 2 | 議案第 1 0 号   | 美瑛町自然の村条例の一部改正について                        |
| 第 1 3 | 議案第 1 1 号   | 平成 2 8 年度美瑛町一般会計補正予算について                  |
| 第 1 4 | 議案第 1 2 号   | 平成 2 8 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について            |
| 第 1 5 | 議案第 1 3 号   | 平成 2 8 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について           |
| 第 1 6 | 議案第 1 4 号   | 平成 2 8 年度美瑛町水道事業会計補正予算について                |
| 第 1 7 | 議案第 1 5 号   | 平成 2 8 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について               |
| 第 1 8 | 議案第 1 6 号   | 請負契約の締結について                               |
| 第 1 9 | 議案第 1 7 号   | 財産の処分について                                 |
| 第 2 0 | 議案第 1 8 号   | 農地災害復旧事業の施行について                           |
| 第 2 1 | 議案第 1 9 号   | 農地災害復旧事業の施行について                           |
| 第 2 2 | 議案第 2 0 号   | 農地災害復旧事業の施行について                           |
| 第 2 3 | 諮問第 1 号     | 人権擁護委員候補者の推薦について                          |
| 第 2 4 | 意見書案第 1 4 号 | 現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書について      |
| 第 2 5 | 意見書案第 1 5 号 | J R 北海道への経営支援を求める意見書について                  |
| 第 2 6 | 意見書案第 1 6 号 | 大雨災害に関する意見書について                           |

- 第 27 意見書案第 17 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 第 28 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	浜田	哲君		
副町	長	塚田	聡仁君		
副町	長	石井	典夫君		
会計管理者		古本	彰君		
税務課	長	鈴木	貴久君		
総務課	長	今瀧	毅君		
政策調整課	長	富田	敏博君		
税務課	参事	三田村	尚樹君		
住民生活課	長	小杉	昌敏君		
保健福祉課	長	森	法子君		
保健センター	所長	田中	繁美君		
保健福祉課	参事	嵯城	和彦君		
経済文化振興課	長	吉川	智巳君		
文化スポーツ推進室	長	大西	能正君		
農林課	長	保田	仁君		
建設水道課	長	中島	二郎君		
水道整備室	長	平間	克哉君		
町立病院事務局	長	山下	浩史君		
総務課	長補佐	竹本	匡志君		
総務課	財政係長				
教	育	長	千葉	茂美君	
管	理	課	長	宮崎	敏行君
図	書	館	長	野崎	千恵君
農業委員会	会長	川崎	章道君		
農業委員会	事務局	東本	浩昭君		
代表監査委員		有富	武君		
監査事務	長	新村	猛君		

○書記

事務局長 今野聖貴君  
係長 佐藤誉修君

---

開議挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。定例会最終日であります。今日、一般質問3名、その後予算等、補正等の審議となっております。最後までよろしくお願いを申し上げます。

---

開議宣告

---

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番八木幹男議員と9号角和浩幸議員を指名します。

---

日程第2、一般質問

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に続いて通告の順番に発言を許します。それでは、はじめに4番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、4番八木議員。

（4番 八木 幹男議員 登壇）

○4番（八木幹男議員） おはようございます。よろしくお願ひいたします。2問とも、よし分かったと言っただけの内容と思っております。朝1番ですので元気よくやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

番号、4番八木幹男、質問方式、回数制限方式でお願ひをいたします。質問事項1、美瑛町のファンづくりとしてのまちづくり寄附について、まちづくり寄附に関しては、過去2回質問してきておりますが、美瑛町のファンづくりに不可欠の手段という視点に変わりはありません。ただ、特典品の豪華さの競い合いに陥る事なく、制度を創意工夫のきっかけにしていってほしいと考えています。

どんな事業でも活動でも、3年以上継続できれば「よく頑張っているね」と言われる。5年

経つと「マンネリだ」という雑音が聞こえてくる。10年経ったとき「それはもう伝統だ」と言われることもあります。

どの段階かということは別にして、特典品の競い合いも、そろそろ限界にきており次に何をするか問われる時期にきているのではないのでしょうか。また、金額よりも継続して寄付をしていただくことに重点を置くべきと考えます。そのヒントは「モノからコトへ」あるいは感動・共感・納得を得るためにふさわしい提案はどのようなものなのか模索していくことにあるのではないのでしょうか。PDCAサイクルをしっかりと回して、次の手を打つべきと考え次の3点を町長に伺います。

(1) 特典としている「特別町民証」の効果をどう見ているのでしょうか。

(2) DVD「丘のまち美瑛」を初回限定とすることは、継続して寄付していただける方にとってはマイナスに働くのではないのでしょうか。更新版で対応していくなどの考えはないのでしょうか。

(3) 3万円以上寄付いただいた方に、町内宿泊施設利用券を加えていますが、美瑛周遊ツアーをセットにした企画などに発展する考えはないのでしょうか。質問相手は町長です。

質問事項2、美瑛町のすばらしさを伝える情報発信ツールについて、町民の皆さん向けに美瑛はこんなところと、本町のやっていることの全体像がつかめるパンフレットを作るべきではないでしょうかという内容です。

移住に焦点をあてるとわかりやすいのでここから入っていきます。他町村の移住パンフレットを見ていくと、一般的に先進地と言われている町村でもスゴイという内容のパンフレットに出会ったことはありません。例えば、子育て・福祉・教育などを見ても本町の方が多彩な取り組みをしています。本町の近隣の町村のパンフレットでは、近隣観光情報という項目があり、しっかり美瑛の観光地などをのせてアピールにつかっているものも見られます。

また、北海道暮らしフェア2016が東京・大阪・名古屋で開催され、本町のブースに30から50名もの人が来ていることを知り、ますます必要性を実感した次第です。折しも本町のホームページがリニューアルされ、移住・定住コーナーも大変充実した内容になっており、より深く美瑛を知るためには絶好のツールであることに間違いはありません。しかし、第一段階のきっかけづくりは紙のパンフレットにあるのではないのでしょうか。

さて、本題に戻りますが、町内の皆さんにとって、子育て・福祉・教育といった内容は、当事者の方たちは理解をしていただいていると思いますが、他の人たちにはなかなか知られていないのが現状です。

町民の皆さんに本町の全貌を理解していただくことが第一義です。しかし、移住対策にも使えるものを作る。本町の最高のスポークスマンは、美瑛に住んでいる町民の皆さんなのです。

このような観点から、情報発信ツールの取り組みについて町長の考えを伺います。質問の相



手は町長。以上よろしくおねがいたします。

○議長（濱田洋一議員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 皆さん、おはようございます。議会定例会2日目、一般質問3名の方の質疑を受けさせていただいて開始ということで、よろしくお願いを申し上げます。

4番の八木議員さんから質問事項2点いただきました。具体的な施策について提案をいただいたというふうに理解をしておりますので、答弁させていただきますがよろしくお願いを申し上げます。

質問事項第1点であります。美瑛町のファンづくりとしてのまちづくり寄附について、本町のまちづくり寄附は、平成20年8月から制度を導入し、初年は17件、188万円、昨年度は4511件、7258万円の寄附がありました。美瑛町を応援してくださっている数多くの全国の皆さまに、心より改めて感謝を申し上げるところであります。

開始から今日までの間、特典品の贈呈やクレジット決済の導入、ふるさと納税サイトへの登録などの運用方法を改善しながら、時代に即したサービスの向上に取り組み、歳月を重ねるごとに丘のまちびえいまちづくり寄附が醸成してきているものと思っております。また、美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の中でも寄附金額の数値目標額を高く掲げて、本町の魅力を発信することで美瑛のファンづくりへの取り組みを位置づけております。

1点目の質問についてであります。特典として全員に発行している特別町民証は、本町を応援してくださった方々に対し、敬意を表する感謝状として送付しているもので、本年、特別町民証のデザインを一新し、受け取っていただいた方々があらためて美瑛への想いを馳せていただけるよう、美瑛の風景写真をあしらい、また、切り離して絵葉書として使用できるものに改善をいたしました。今後も一定の期間でデザイン等を見直すなど、寄附された方々に喜んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の質問についてであります。現在、DVDにつきましては、同年度に複数回寄附をされた方へ同じ内容のDVDを贈ることを避けるために、初回限定とさせていただいております。また、年度が変わった際には、DVDの種類を更新して同じDVDが届くことがないよう対応しております。また、継続して寄附をいただいている方は少数ですが、DVDの代わりに何かをとの要望はなく、素直に本町を応援していただいているものと認識しており、決してマイナスに働いていることとは捉えておりません。

3点目の周遊ツアーの企画につきましては、近年、体験型ツアーのニーズが高まってきていることもあり、観光体験を特典品メニューに組み入れることを検討してきた経過があります。

今般、町観光協会において体験ツアーの種類を充実させてきていることから、これらのツアーを特典品のメニューの中に組み込んでいけるよう観光協会と協議をしております。

続きまして質問事項2、美瑛町のすばらしさを伝える情報発信ツールについてであります。近年、行政機関や民間企業、さらには子どもから高齢者の方々まで、さまざまな施設や場所において情報発信ツールの普及が進み、数多くの方々に利用されてきている現状であります。また、本年10月1日から、本町のホームページをリニューアルしたところであり、町民の皆さまや町外の方々などが、利用する側の目線に立った「見やすく」、「わかりやすい」をコンセプトにして、美瑛町の魅力発信と本町での数多くの出来事や取り組みを広く伝えていけるよう構築してきたものであります。

アクセス回数は、昨年と比較しても増加傾向にあり、ホームページの記事については随時更新し、情報を充実させているところであります。

ご質問の、まずは町民の皆さまへ紙冊子での「美瑛町の全体像がつかめるパンフレットの作成」とのことですが、現状、ホームページや広報紙の内容充実により、町の取り組みや関係機関、団体などの情報を発信しているところでありますが、日々、町の政策や仕組みといった制度情報が早いサイクルで実施されるなど、情報は即刻更新が常に必要となるため、紙でのパンフレットなどは重要な媒体ではありますが、一度作成してしまうと1年も経たないうちに修正が入る場合も考えられますので、せっかく作成しても期間限定のものとなりかねなく、経費的にも利便的にも慎重な取り扱いが必要となります。しかしながら、議員が言われるとおり、北海道暮らしフェアなどにおいての移住、観光対策のために、本町の全体像をPRするパンフレットとしての活用と、パソコンを持たない家庭やお年寄りといった世代へは有効な方策と思っておりますので、美瑛町のまちづくりを紹介する手段として、どのような冊子が求められるのか、またその活用の仕方をどうすれば有効な発信ツールになり得るのかを多様な面から考慮して、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、4番八木議員。

○4番(八木幹男議員) 4番八木です。再質問させていただきます。まちづくり寄附に関しての質問は、佐藤剛敏議員からも出ておりますが、佐藤議員は出口の部分、寄附の活用方法、八木は入り口の部分、どう告知していくかと分担をして質問しております。議会はしっかり連携をとりながら議論しているということをご理解をお願いしたいと思います。

それでは再質問に入らせていただきます。ファンづくり、特典品に工夫をしなきゃならないということをもうちよっと書き切れなかった部分もありますのでその辺を含めて再質問をさせていただきます。まちづくり寄附を考える上で注目すべきは、ふるさととは遠きにありて思うもの、こういう概念から、ふるさととは応援する対象に変わったということではないでしょうか。

究極の目的をファンづくりとするならば、いかにリピートとしてもらうかに重点を置くべきであり、現状を見てまいりますと、2013年、14年、15年、連続して寄附いただいた方が2名、2014年、15年と連続して寄附をいただいた方が19名おられます。続けて寄附してくださる方には特別な配慮が必要なのではないのでしょうか。例えば、3年連続して寄附していただいた方に美瑛町の応援大使になっていただく。そして、この方に名刺をつくってお届けするといった内容はどうでしょうか。実は静岡県の松崎市で行われた美しい村連合のフェスティバルで、宿泊したホテルで、ホテルの名称ですが、伊豆まつぎき荘応援大使という名刺をつくってくれました。不思議なことにこれを使ってみたくなるんですね、こういったこともヒントではないかなというふうに思っております。また返礼品としてですが、本町には東京にアンテナショップがあります。ここのコーヒーチケットあるいはソフトクリームチケット、こういったものをプレゼントするというのもいいのではないかなと。きっと誰かを連れて行ってみたいくなるのではないのでしょうか。また、体験ツアー的なものについては協議中のことということですので、ぜひ実現してほしいと考えております。あまり難しく考えるのではなく、何かと何かを連携させる、あるいは何かをつなぐということで感動していただけるようなものになるのではないのでしょうか。先ほども述べましたが、これからはやはり感動であったり共感、あるいは納得といった内容で寄附してくださる方への琴線に触れるような返礼品を選択肢の中に入れていくことが、本来のファンづくりにつながっていくのではないのでしょうか。細かい部分になってしまいましたが、再度町長のお考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） まちづくり寄附について、議員がいろいろと運用方法、また寄附をしていただける方へのサービスを検討していただき提案をいただきましたことにお礼を申し上げます。議員ご指摘のとおりですね、まちづくり寄附という部分については、非常に変わった制度でありまして、寄附をしてるんですけども、寄附をした人には利益があると。その利益の負担をしているのが税金だと。つまり税金の額は減ってるよということなんですね、国としては、税金を少し減らしてでもそういった地方の物産が動くよということだということなんですけども、本来のまちづくり寄附の考え方は議員ご指摘のような部分、つまりファンをつくったりですね、それから地域に訪れるというようなことが提案のテーマになるんだというふうに思っています。そんな面からすると、例えば豪華なものをですね、もう何十万円も100万円もするようなものをそこの特典品にするということですけども、逆に見ればですね、例えばそういった高価なものがこの特典品の中に入ることによって寄附をしてそれを得る人は安く得ることになんてすよね。商品価値を下げてしまうところがあると思うんです。つまり、ブランド価値というのは私は下がってしまうんでないかと。非常にこの部分についてですねっか

りした検討がされていないというふうに思って日ごろから見えています。そういう面からすると、地域の特産品というものをこの中に入れて、地域との交流の中でこういうものが皆さん方のところに届けられますよということが重要なことなんだというふうに思ってますし、どこか会社ですねコンピューターを、地域の地元のコンピューターをですね製造会社から持ってきてそれを寄附にしたり、いろんな部分が出てますけども、ちょっとその部分についていろんな考え方をもう少し整理する必要があるんでないかなというふうに見ています。しかし、現実問題として、このまちづくり寄附というのは大きな金額に膨らんできて、今年もまた膨らんだというような話がありますので、町としても適切な対応をして、そしてある程度一定額のやはり目標を達成し、その額の目標に向かって取り組みを進めていかなきゃならないというふうに考えているところであります。議員今ご指摘いただきました提案等につきましては、私どものこういった寄附についての内容を整理している部局に、私からもいろいろと検討してくれという話をさせていただきたいというふうに思っています。特に提案の中で私も本当に大事なと思いますのは、今年美瑛町はDMO、DMOというのは着地型の観光をマネジメントするということで、今までは観光の会社がですね、美瑛へ行って、ここへ行って、こういうもの食べて、そしてここを見てといったバスツアーなどをしてですね、時間があれば泊まるみたいな、そういう形態の観光でしたが、それを地元側でコントロールすると、我々はこういう地域づくりをしていて、こういう見どころがあって、こういう美味しいものがある、こういう人と交流ができてという、そういう地元側でしっかりした観光のマネジメントをしていくという取り組みがあります。その組織を国が認定をして増やしていくということで、美瑛町におきましては富良野美瑛のDMO、それからもう一つは美瑛単独でのDMOということで、組織をつくらせていただき認定を受けたわけでありまして、この中心は活性化協会が中心になっているところであります。この活性化協会は、観光協会、そしてまた商工会と、農協さんもそうですし、各団体と連携して役員にも入っていただけてますし、連携して美瑛町全体のそういった受け入れ体制をつくっていくということの取り組みをしているところであります。この取り組みと、このまちづくり寄附をつなげるということは非常に重要な案件だということで、今内部でもどういう形でマネジメントをしていくか、またそういった実際にお客さんに対して提案をしていく体制をとれるのかというようなことを検討してますので、ぜひ今提案をいただいた部分について結びつけていきたいというふうに思ってお話を伺っていたところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 4番、八木議員。

○4番(八木幹男議員) 4番八木です。この辺につきましては実現していただけるものと考え、次の質問に移りたいと思います。

質問事項2の方につきまして再質問させていただきます。こちらにつきましても、検討して

いただくという答弁をいただいております、これで満足なんですけれども、ちょっと言葉不足の面もありますので、含めて再質問をさせていただきます。こちらにつきましては、角和議員から移住に関する質問の中で町長からご答弁いただいておりますけれども、やはりパンフレットの作成のところに触れられておりこれで十分なのですが、この質問の発端となったことについて、このところに本質がありますのでこのところを説明していきたいと思っております。実はこういうことがありました。小中学生の子どもさんがいる親御さんが、給食費が無料、中学の入学時には制服とジャージをもらえる、医療費が無料、これらを掛かったつもりでつもり貯金をしているって言うんですね。こういったお話を聞いた方が、美瑛はすごいことをやっているんだねって感心したということなんです。子ども子育て支援に関しては、広報12月号の平成27年度決算状況説明の中にも記載されていたり、他の場面でも説明があり、伝えてはいるのですが当事者の方以外には記憶にやっぱり残っていないのかなというような思いをしております。当事者が分かっているだけでは、町のやっていることの全体像を町民の皆さまに知っていただくことも必要だと考えます。また、行政はサービス業であるという視点に立つべきだと常々考えております。サービス業におけるコスト削減の基本は、顧客から見えないところは徹底したコスト削減を、しかし、顧客から見えるところにはコストをかける、これが原則です。顧客のところを住民と置き換えれば、行政のとるべき課題が明確になってくるのではないのでしょうか。パンフレットは、当然移住・定住策にも使えるものにしなければなりません。情報伝達ツールとしてのパンフレットは、コストをかける価値のあるものだと思いますが、再度町長のお考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 議員の方から、最初の答弁である程度理解するよという言葉いただきましたので、再質において質問いただいた分だけに絞って答弁をさせていただきますが、全体像を知っていただくということが重要であるというふうに認識をしています。しかし、我々もそういう努力等をしているんですけれども、なかなか自分とのかかわりのない部分を知りたいというそういった部分を打ち破ってくってことはなかなか難しいところもあることは現実だというふうに思っています。例えば、私自身がもう子育てが終わっている世代で、子どもにこういうサービスがありますよと言った時に、そこに本当にどこまで注意を向けるのかと、一般の形として、生活者としてですね。その部分はある程度理解をしていただければなというふうに思っていますが、努力をしなければならんということもまた議員ご指摘のとおりであります。今広報の方でもですね、そういったまちづくりの部分について、十分に頁を割いてくれという話もさせていただいてるところでありますけれども、今後、やはり別のいろんなものをつくるとですね経費が割高になるような部分もありますので、議員ご指摘のように経費の削減というこ

とも重要なことでもありますので、広報の別冊というような形でお知らせをしていくということであれば、住民の方々にとっても非常に見やすいものになりますし、手に取りやすいものになりますので、そんなこともペーパーを使っての住民への情報開示、情報公開、また美瑛町以外の方にもそういったことを公開するという部分でも重要なことかなということで、少しそういった面も検討させていただければというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 4番、八木議員。

○4番(八木幹男議員) 再度質問させていただきます。あれは実は広報見てましてもやはり工夫されてきてるなというようなことは十分理解しております。ただ、この広報の別冊ということになりますと、やはりちょっと移住・定住ということもちょっと視野に入れてるものですから、この辺の方に使えるものこういった形で検討いただきたいなということを思っておりますので、最後に付け加えさせていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 昨日、角和議員さんからも、美瑛は移住とか住んでみたいという部分では、北海道の中では、町村ではもうトップだよというそういう集計データが出てるということも質問の中にも入れていただきましたし、そういう意味では、今議員がご指摘の移住・定住といった部分にもツールになれるような、そんな別冊みたいな部分をつくっていくことも検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 以上で、4番議員の質問を終わります。

次に、13番杉山勝雄議員。

(「はい」の声)

はい、13番杉山議員。

(13番 杉山 勝雄議員 登壇)

○13番(杉山勝雄議員) おはようございます。13番杉山でございます。回数制限方式で質問をさせていただきます。昨日と同じJR問題での質問でありますけれども、野村議員の後押しになるかと思ひまして私も質問をさせていただきます。引き続き連携プレーでよろしくお願いをいたします。

JR北海道の単独では維持困難な路線発表にどう対応していくのか。JR北海道は11月18日に「JR北海道単独では維持が困難な路線」を発表し、富良野線も2019年度末までに抜本的な見直しを進める路線の一つであるとしました。道内では10路線13区間に及ぶ大規模なものになります。これは民営による公共交通機関としての役割を果たせないとの表明であり、責任の放棄であります。

維持困難とされた自治体に住む者には、このようなＪＲ北海道の一方的な表明を素直に受け入れることは到底、承服できません。赤字の部分だけを切り離して情報を出しております。貨物はどうなのか、新幹線への投資と、その利便を享受できる都市との格差はどうかなど、その全体像は隠されております。都合の悪い部分だけを押し付けているとしか思えません。他にも鉄道事業以外の営業や資産なども含めて発足したのが分割民営化後のＪＲ北海道ではなかったのでしょうか。

そこで、今後どういう形で協議を進められるか、町長のスタンスを伺います。

(1) いうまでもなく、鉄道は公共交通機関です。このことに異を唱えるのは国をはじめ誰もいないはずです。それなのに国鉄の分割民営を強引に持ち込んできた。北海道のような地域で独立採算の民営化が当初から困難なことは、経営安定化基金を作ったことではっきりしていたはずであります。この失敗に対する国の責任を第一義的に指摘していかなければ、どこまでも民営化の枠で採算論に引きずられてしまうと思いますがいかがでしょうか。

2つ目に、もう一つは通学、通勤、通院など、国民が等しくもっている自由に移動する権利を、国は保障する義務があるということ。公共の性格を持つものに採算性を求めること自体が逆立ちした論理になってしまいます。新聞紙上で次のような意見を見たことがあります。「消防や警察に採算性を求めるか。利用が少ないからといって、なくすことはできない」、「鉄道行政を独立採算でやっているのは日本ぐらい」だ。そこで、求められるのは、赤字路線の抜本的見直しではありません。鉄道行政の抜本的転換こそが求められると思いますが、町長の考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 13番、杉山議員よりの一般質問について答弁を申し上げます。連携ということで、だいぶやりづらくなってきたなというふうに思っておりますが、ＪＲ問題、大きな問題でありますので、答弁させていただき議論をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

先般、ＪＲ北海道は、「単独では維持することが困難な路線」として10路線13区間について報道発表されました。報道に先立ち、ＪＲ北海道からは事前に報道と同様の内容について説明に来られた経過があり、今後、自治体側の意見を踏まえＪＲ北海道として方針を固め、再度協議を進めさせてほしいとの説明があったところであります。

1点目のご質問につきまして、国は不採算の赤字ローカル路線を多く抱えるＪＲ北海道においては、分割民営化された当初から北海道の行政面積、地域性、人口密度などの問題により鉄

道事業で収益を生む独立採算での経営は難しいものと想定し、経営安定基金を創設することにより、その運用益で鉄道事業の赤字を穴埋めし、鉄道網を維持しようとしたのですが、地方の過疎化による鉄道運賃収入や経営安定基金の運用益が減少し、さらには安全に関する経費までもが削減され経営が困難な状況にあります。

国が分割民営化を推し進めた経営の枠組みは、現状においてすでに破綻した状態であり、J R 北海道は、そのツケを沿線自治体に求めるといった上下分離方式や利用促進策の検討、料金の値上げなど4項目を軸に地元と協議を進めていきたいとの考えであります。

本町といたしましては、この問題の根幹にあるものは、国策としての国鉄の分割民営化における政策から発生した政治的課題であると認識していることから、北海道町村会においては、現在J R問題に対する積極的な論議や取り組みを進め、北海道に対して効果的な働きかけを行い始めたところであります。また、上川圏域におきましては、上川地方総合開発期成会において旭川を拠点とする各路線の確保や、J R 北海道を含め日本の交通体系をどう維持していくかといった議論を進め、国に対する政治的対応や北海道への要望を行ってまいりたいと考えております。

2点目のご質問につきましてJ R 富良野線は、過疎化による人口減少とともに通勤、通学など住民のJ R利用者は減少しておりますが、観光客において分割民営化後は、大幅に入込客数が増加しノロック号の運行も相まってJ R利用者も増加をしております。J Rは本来、地元利用者のみならず多くの方々がさまざまな目的で利用されることが公共交通機関としての重要な役割であり、地域や北海道全体が将来に向かって均衡あるまちづくりを進める上で大切なインフラとして必要不可欠なものと考えております。

J R路線網の維持存続は、地域住民や沿線自治体が将来に向けて路線を維持するといった全体の合意形成を図る中、国に対しては、鉄道事業は公共交通政策であるといった特性をしっかりと訴え、不利益を地域社会に押し付けることなく、赤字路線の維持存続がJ R 北海道だけでは困難であるならば、全国のJ R体系の抜本的な改革を行うよう要望を行い、さらにはJ Rの経営体質についても、課題の多い点について見直しを求め、効率的で安定した経営のあり方についての抜本的改革についても要望してまいりたいと考えております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、13番杉山議員。

○13番(杉山勝雄議員) 再質問をさせていただきますけれども、昨日に引き続き、今日の答弁でも町長の基本的なスタンスと私は大いに共鳴いたします。一致をしているところでございます。わざわざ再質問する必要もないのかなと思いますけれども、せっかく質問に立ったものですから少ししゃべらせていただきますけれども、町長は、本日の答弁でも国策としての国鉄の分割民営化における政策から発生した政治的課題というふうに言われました。まさにこれは



原点でないかというふうに思います。JRが出してきているあれこれの提案というのは、およそ公共交通機関という、その責務を担っている企業とは思えない無責任な提案であります。このことは非常に大事な基本的な問題だというふうに思いますが、厄介なことはですね、やっぱり国の政策、国の態度です。あくまでも国は、JRの完全民営化を捨てていない、そういうところから、このような状況が生まれているんだというふうに思うんですね、分割民営化で誕生いたしましたJRは全国で6社ですかに分かれて、その後本州の3社が株式上場するなど、完全民営化に向かっています。そして、引き続きJR九州も完全民営化されたというふうに聞いておりますから、これが国としては、こういった方向を追求しつつ北海道をどうするかというところは全く見えてきておりません。国が、あくまでもJRに対して独立採算を追求していく、この国の政策を見直さない限り公共交通としての役割を我々がいくらJRに対して求めても、国は抜本的な財政支援をなかなかしないんだというふうに思います。逆に赤字を理由にテコにして路線の廃止を容認するという、そういう態度でJRの後ろに立っているのではないかというふうに思われます。このような状況で、JRとの協議を自治体任せにしているとしか私は思えません。そして、JR案ではいずれ行き詰まるのは目に見えています。いずれの自治体も、鉄道を維持するほどの財政力はないわけですから、JRの提案に入れば入るほど行き詰まっていくという先は見えているのかなというふうに思えてなりません。北海道でも、ふるさと銀河線という第三セクターで運営して結局最後は廃線の道をたどった例があるわけです。基金を積んだり運用益も含めて運転資金に充てた、それはかなり努力をされたわけでしょうが結局廃線になりました。全国でも、路線の廃止に追い込まれたところは数多くあります。国は、それに対して一度もストップをかけたことがありません。それどころか、国会での国交省の答弁を調べておきますと、それぞれのJRの路線の維持は鉄道事業者の経営の判断に基づいて行われるというそういう態度をとっています。さらに地元で丁寧な説明をしてもらいたいというような、極めて無責任な態度が残念ながら今の国の態度ではないかというふうに思われます。住民が自由に移動する権利を国の責任で保障するという姿勢が全く感じられません。町長が昨日答弁されておりましたが、JRとの協議では出口が見えてこない、実のあるものは得られない、私も全くそのように思います。国や道がJRや自治体任せでなく、公共交通に責任を持って、国や道の責任、役割を果たす、このことでなくてはならないと思います。町長が、この問題の基本や根本の本質を堅持して、協議の場や交渉の場で頑張ってもらえれば、私は各自治体との足並み、団結ができるのではないかなというふうに思っております。ぜひ足並みをそろえて協議、あるいは交渉の場で頑張ってください、このように思っております。

最後に、ただこの問題は町長任せとか自治体任せで簡単に線路は守れないということも、我々は肝に銘じておかなければならない問題だというふうに思っております。このような、国を相手の運動は各自治体との団結も大事ですし、そして最後は結局は世論の後押しがなければなりま

せん。ＴＰＰの運動もオール北海道のようなあれだけの運動を展開しましたけれども、最後は通されました。そうした運動の教訓からも学びながら、私たちもこのＪＲの問題で運動を盛り上げて世論の形成に力を尽くしていきたいと思っております。最後に、町長の決意を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、杉山議員さんからＪＲ問題についての再質をいただきました。ＪＲ問題、非常に北海道を揺るがすようなテーマになってるというふうに感じています。今日の新聞もいくつかの議会で市長が答弁した内容について取り上げられていたところでもあります。昨日、野村議員さんの質問に答弁をさせていただいた基本的な姿勢はそういう方向だということでご理解いただきたいというふうに思ってます。今回のＪＲの問題でいくつかちょっと不思議だなと思うことがありますので、そこを交えながら少しお話をさせていただきます。一つはですね、ＪＲ、民間会社だから民間会社だからといって、国も言うんです。議員も言われるとおりですけども。本来、経営がこういう公共交通を特に担う会社でしたら、どこの部分も経営が問題になってきたときには、その組織内の見直し効率化、そして経営者の体質の強化、こういったことをまず先にやるっていうこと、そしてそういったことを論議しながら、会社が本当に経営できるかどうかというようなことを進めるはずなんですけども、今回はですね不思議なことにＪＲ本体のＪＲの経営体としての見直しを論議されないような枠組みをつくり上げてですね、住民の方やサービスを提供されてる方々にお金を持てと、地方自治体にお金を持てという議論をしてきたと。非常にこの部分についてですね、本当に民間企業なのかと、ちょっと違うんじゃないかという気がしてます。その根幹にあるのは何なんだというふうに見てますと、結局島田社長さんも、私も交流がありますので彼のいろんな経営に対する考え方、人間的な考え方を理解してますけども、今回の発表がですね、まず一つは新幹線が開通した後に突然出されてきたと、はっきりとした形が出されてきたと。この部分と、それからもう一つはですね、裏にやっぱり経営の委員会みたいのがありまして、ＪＲ再生の委員会がありまして、その委員会での論議が全く見えないんですね。そこに今杉山議員さんが言われるようにですね、国の考え方の部分とかですね、今後ＪＲに対する考え方、そこでいろんなちょっと思惑がかなりあるんだというふうに思ってます。ですから、今のＪＲの提案してる部分を今の提案だけの内容で受けるというのは、相当ちょっと危険だなというふうに思ってます。それはどういうことかといいますとですね、ＪＲの今本線までイエローカード出してきてるわけですね、自分でできないと。函館からずっと札幌まで新幹線を通しますよと、その間の路線はもうＪＲはいりませんと言ってます。そして、札幌から旭川のところまでは確保しますという話をしてます。それと、あと室蘭の方ですとかそういった部分を確保すると。あとの路線はいら

ないなんていうことになると思います、会社の私経営にあたる人間としては、自分の経営資源も全く無くしてしまうことなんですね。つまりいろいろな本線無くすということは職員もいないし、それから経営規模もどんどん小さくなるということなんですね。そのことをわざわざ経営者が出してきてるということを見るとですね、私はこの将来の流れの中に、私自身の考えですよ、これは。JR北海道は東日本に吸収されるだろうと、今行ってるのは東日本の経営資源としてJR北海道はある程度整理された形に近づけようと思っていると。つまり、JR北海道が単独で経営できないようなところに今行ってるわけですから、と私はそういう方向にしかもう見えないんじゃないかと思ってます。ですから、今のままいくとですね、北海道のための鉄道じゃなくて東日本なり、そういう大きい鉄道会社が自分たちの経営に都合のいいような北海道の鉄道を残して、そして、公共交通体制の再編をしまおうということで、今のまま東日本が吸収したんでは重荷になっては困るので、重荷の部分を取っちゃえと。新幹線だけは札幌までつなぐ、そういう論議だけは確立させてけど。それはJR東日本にとっては重要な案件ですから、そういうふうにはしか私は見えないんですね。ですから、今の論議に本当に我々が入ってしまうとですね、今一時期負担をしますとか負担をしませんとかという論議をしますが、新幹線が10年先、20年先に札幌につながったときは、もう負担しきれませんとかそんな話になってですね、新たな再編が入って、そして思惑どおりの形になっていくんだろうというふうに見ています。そんなことから、これはあくまでも私の推測でありますけども、議員言われるように政治的な案件また経済的な案件が今の提案の中にしっかり盛り込まれてるということを理解した方がいいと思います。それで、私どもこのJR問題に対してじゃあどう対応していけばいいのかということでもありますけども、まず一つはですね。北海道がですね、北海道の住民の地域交通を公共交通を守るんだというその体制をまずつくる必要があります。北海道はですね、今の姿勢の中でこう良います。実はいろいろ議論したんですけども、町長って北海道がどの路線がある、どの路線が、どの路線が要らないなんていうまとめ方をできるわけがないぞと、できないぞと、そのとおりですよ。だけど、もう地方自治体ですから北海道といえども、まずは北海道のすべきことは、道内の各路線路線がこれからもこういうふう維持してほしいというそういう要望を持ってるということのを道がまとめればいいんですよ。そして、そのまとめたものを道は国に持ってけばいいんです。そこから初めて論議が始まるんですよ。その部分を我々はやりましょうと、町村会もやりましょうということで今話をさせていただいているところであります。JRと、これ以上この枠組みの中で話をするのは、真剣な話なり、将来を見据えた話をするのは、何の益も私はないと思っています。ですから、JRさんとは情報交換をしてですね、今後の北海道の鉄道の維持について、国とどういうふうな責任分担をとれるのか、今東日本はですね、数百億円の黒字を出してるんですよ。数百億円の黒字を出してですね分割によって儲けるところはどんどん儲けてる。巨大な会社ができ上がっています。そ

ここに分割によって、分割の仕方がそういう形で線を引いたものですから北海道はこういう状況になってる。もともとは一つのものですよ。国の財産としては一つのもの。つまり、ペイされるもの、どこかで儲けたものはどこかで出して国の交通を守るとというのが国の責務だったの。それが民間経営という形でこんななってしまったことを、やはり我々も本当にちゃんと言ってかなきゃならんというふうに思ってます。ただですね、先日、札幌でマスコミの方々の会がありまして、そこで話をしました。JR問題も、飲みながら、最後は飲みながらになったんですけども話をしたときにですね、北海道は甘えるのもいい加減にせっていう論議はあるんですね、JR問題、それからTPP問題もそうですね。そういうマスコミの方々はそういう論理があります。特に若い記者の方々はそういう論議をされます。そのときにですね、皆さん方は公共のそういうマスコミに関わる人間として私は皆さん方はスケールが小さ過ぎると思うと。あなた達の論理は、いろんなことを言ってるけども最後は強者の論理だと。強いものにつけば自分たちの論議は、自分たちの立場は安定したと、安定してると、そういう論議にあなたたちは乗ってるだけにすぎないと。国の100年先、200年先を見据えた論議をするときに本当にあなたたちはそういう結論でいいのかという話もさせていただいたりしてます。そんな意味からですね、あまり大きな話にしてしまうとあれなんですけども、今後JR問題についてはしっかりした姿勢で今後対応していきたいと、今のような基本的な考えを持って取り組んでいきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひいたします。議会の方にもですね、意見書等いろんなものを出していただけるような考察もしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（濱田洋一議員） 13番議員の質問を終わります。

10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩宣告（午前10時21分）

再開宣告（午前10時35分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて、会議を再開します。

次に、11番桑谷覚議員。

（「はい」の声）

はい、11番桑谷議員。

（11番 桑谷 覚議員 登壇）

○11番（桑谷 覚議員） 最後でございますので、よろしくお願ひします。11番桑谷覚、質問方式、回数制限方式、質問事項、高齢者の事故防止対策について、全国各地で高齢ドライバーによる交通事故が後を絶ちません。アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いや、一方通行道路の逆走など、認知機能の低下が原因と思われ、いずれも大事故につながる恐れがあると懸念しています。

宮城県警察本部では、事故を繰り返す高齢者の自宅を訪問し、事故の状況などを詳しく聞き取り、認知症の疑いがある場合は、家族を交えて、免許証の自主返納についての案内や、病院で検査を受けることを指導しているそうです。

これも他県での事例ですが、青森県では運転免許証を自主返納した際に申請して交付を受けられる「運転経歴証明書」を支援協賛店に提示すると、タクシー料金の割引、バスの切符購入助成、買い物をした商品の無料宅配サービスといった支援を受けることができます。

運転に不安を感じ始めている高齢者や、その家族が、自主返納しやすくなるための、これらの支援制度について、美瑛町単独で実施するのは難しいかもしれませんが、各関係機関と連携して、対応を図ることも必要かと思えます。高齢者の事故防止対策について、町長の考えを伺います。質問の相手、町長。よろしくお願いします。

**○議長（濱田洋一議員）** 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

**○町長（浜田 哲君）** 11番、桑谷議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。最後ということですので、どうか一つよろしくお願いを申し上げます。高齢者の事故防止対策ということでご質問いただきました。国内の交通事故件数は、年々減少傾向にあります。近年、高齢者ドライバーによる事故がマスコミにより多く報道されており、高齢者の自動車事故数の割合が高いことなどから、国では75歳以上の運転者に認知機能検査を義務付けるなどの道路交通法の改正を進めていますが、幸いにも美瑛町内での高齢者による運転事故数は、あまり多くはないと美瑛交番よりお聞きしております。

町では高齢者の事故防止対策として、美瑛町交通安全対策推進協会を中心に、上川総合振興局や美瑛交番と協力、連携しながら各地区の老人クラブにおいて、交通安全教室を開催し、啓発活動を行っており、また、夜光反射材などの交通安全資材なども提供し、高齢者が交通事故の犠牲者にならないよう交通事故防止対策に力を入れているところであります。

ご質問の運転免許証の自主返納につきましては、あくまでも高齢者ご自身やご家族の判断に委ねられているものと認識しておりますが、町では、70歳以上の条件を満たす交通手段を持たない方々への、生活利便性の向上や経済的負担軽減の取り組みとして、町民税非課税者へのハイヤー料金の助成を行っており、また、町内に限り道北バスの交通費助成事業を実施していますので、自主返納後も安心して生活を送っていただける支援策があることを、広報紙などを通して広く周知を図っているところであります。

一方で日常生活において、買い物や通院のために運転免許証を保有されている高齢者の方も多数おられることも承知していますので、やむを得ず高齢などにより運転免許証を自主返納さ

れた方へのハイヤーの助成制度を、今後検討していかなければならないものと考えております。

何よりも町民の皆さんが事故に遭わない、事故を起こさせないよう旭川東警察署をはじめ各関係機関、関係団体などとともに交通安全の啓発・啓もう活動を継続して実施し、事故のない安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 11番、桑谷議員。

○11番(桑谷 覚議員) 再質問させていただきます。道警の話では、高齢者が当事者となる交通事故が増加の傾向にあります。死亡事故が後を絶たない状態があります。道警は、認知機能の低下が原因で、いずれは大きな事故を起こす恐れがあると懸念しています。訪問指導に乗り出し、免許の自主返納など進めるが、応じるドライバーが少ないのが現状であります。自主返納者にタクシーやバス料金の補助など、行政的な支援が必要だと思えます。免許返納者への支援に取り組む自治体が増えつつあります。一例でございますが、空知管内北竜町では、27年度から免許返納者の高齢者には、5万円分の地元タクシー会社の利用券を支給しているそうでございますが、町長は、美瑛町はどういう考えでありますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 高齢者の方々の自動車事故数の部分が増えているということ、そういうグラフのような部分を見させていただいたり、そして議員ご指摘のようにそういった交通事故の対策を打っていかなくちゃならないというような議論が多くされていることは理解をしています。ただですねこれまでの例を見ますと、警察等が何か規制を入れるときにはですね、マスコミを使ってこういう事故が多いとか、こういう事故をクローズアップしてですね、その事故例を挙げて規制をかけていくということが非常に多いので、そういう意味では世論操作というような部分のこともしっかりどうということなんだと認識をして行動していかなくちゃならないというふうに思っています。こういうことをですね、一方的にどンドンどンドン報道してくと、私も今後まだまだ長生きしたいと思ってますので、そうするとですね車を持つのが悪のような、そんな論調が出てくる可能性があるんですね。これはですね、やっぱり国民の権利ですか国民の意思ですか、やっぱり趣味の世界、俺は車が好きなんだという人もいますしですね、やっぱり交通安全のためにどうするんだという論議をしないと、高齢者の方が免許を返納するのはそれが善なんだと、それが一つの道なんだと、唯一の道なんだというような論議はやっぱり避けなければならぬというふうに思っています。特に、美瑛町におきましては先ほども述べさせていただきましたとおり、高齢者の方々の事故もそれほど多いということではありません。今、高齢者が日本の国の中で増えてるわけですから、高齢者が増える以上は同じ率でも事故数は増

えるんですね、それは当たり前のことで、ですけども、ただやっぱり認知症の発症ですとかそういう部分との事故の関連というような部分については、やはりこれは我々もまた真剣に考えていかなきゃならんということでもありますから、免許をやめたらお金を、はいタクシー券を差し上げますというような荒っぽいことになると、車に乗りたいと、車に乗るのが便利だという人により以上プレッシャーをかけたりですね、その人の行動について規制を掛ける、暗黙の規制をかけるというようなことになりますので、できるだけやはり何といいますか、住む方がですね自分がこういうふうに生きたいんだという部分が、可能であればやれるようなある程度柔軟な社会をつくっていくことが必要であって、何か社会的風潮がこうだから我々も常にそれに乗ってですね、がんじがらめのことをやっていかなきゃならんということになりますと、地域が生きづらい、生きづらい地域になってしまう恐れがありますので、ぜひ、そういった部分も考慮しながらこれからの美瑛町の交通安全対策、またまちづくりを進めていければなというふうに思っているところであります。しかし一方で、議員が言われるように返納するという部分についてどう考えるんだということでもありますけども、返納という部分について、やはりこれはまたそれなりの対策としてはあるんだというふうに思ってますが、昨日も福祉関係のことで京屋さんの方からもいろいろとご質問いただきましたが、日々住民の方々に対応している方々なり、我々の職員、保健師も含めてですね、病院関係も含めて、こういう方々とある程度情報交換をしながら、自主返納のことを勧める方がいいという、やっぱりそういった判断に立つ、そういう基準というものを設けながら、そういう判断に立った人をお願いをしていく、そういうお願いをした人にチケット等を配布して今後の生活を維持していただくというような発想が必要なんだというふうに思っています。ただ自主返納したからですね、ハイヤー券を配るというようなことについては、やはり少し施策としては荒っぽいんじゃないかというふうに思っています。実はですね、先日美瑛町の民間のハイヤー会社の方がこういうことを考えてるんだという提案がうちの担当にあったというふうに聞いています。免許証を、高齢になって危険だから危険を防止するために返納する方に、タクシー会社が1年間に限り試行錯誤的にですね割引券を発布する、割引料金を設定するというようなことを検討したいというようなことを言われてるというふうに伺ってますので、町といたしましてはこういった民間の方々の取り組み等を十分に情報交換しながら、町の方で協力して行って、どういった形でやれるのかといったことも検討を視野に入れながら今後の対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、11番桑谷議員。

○11番(桑谷 覺議員) 再度、町長に高齢者の車を取り上げると生活の足を奪い高齢者を孤立させることになりかねないと思います。今よりね。やっぱり高齢者の運転、事故防止対策に

は、行政、社会全体で一層の支援が必要だと思います。答弁はよろしく申し上げます。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** 浜田町長。

**○町長(浜田 哲君)** 桑谷議員さんの言われる部分、本当に重要な案件で、要するに地域の交通体系と申しますか、そういったものを住民の方々の足を守る、生活を守る交通体系をどうするんだということも含めて検討せよということでもありますから、これは私にとっても大きな懸案事項でありますので、こういった部分について今議員からご指摘いただいた高齢者の方々、また一般住民の方々も含めてですね、子どもたちも含めて検討をする、そしてまた可能な施策について今後も取り組んでいくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくまたご指導とご意見等いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長(濱田洋一議員)** はい、11番議員の質問を終わります。

以上で通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

---

日程第3 議案第1号 美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定について

---

**○議長(濱田洋一議員)** 日程第3、議案第1号、美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

**○建設水道課長(保田 仁君)** おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から6頁になります。条例の制定趣旨は別冊資料の1頁から3頁になります。この条例の制定は、美しい丘のまちで次代においても安心して暮らすことができる活気のある市街地を再生することを目指して整備した美瑛町ポケットスペースの設置及び管理について、新たに美瑛町ポケットスペース条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと資料に基づき、条例の目的、内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の条例制定の趣旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の1頁をお開き願います。資料の1頁になります。1の制定の趣旨については冒頭に説明をいたしたとおりでありますので省略をさせていただきます。

2のポケットスペースの概要についてであります。本通り及び丸山通りに面して整備しました4か所のポケットスペースにつきましては、本通土地区画整理事業に並行して整備しまし



た本町ポケットスペース、西町ポケットスペースと中心市街地区都市再生整備計画事業により本年度整備が完了しました本通りポケットスペースと丸山通りポケットスペースの4か所があります。これらの施設は、本通り及び丸山通り地区への誘客を促進し交流人口の増加により中心市街地全体の活性化を図るための機能、観光目的地としての機能を有する市街地の拠点として本町の魅力の発信と地域交流推進を図るための施設であります。また、福祉施策と調和した街路空間のバリアフリー化の推進、歩行時における休息の場や人々の語らいの場としての利用、本町らしい開放的で潤いのあるまち並み空間の形成、まち歩きが楽しくなる街路区間の創造といった役割を有する施設となっております。

次に、3のポケットスペースの名称及び位置については、それぞれ記載のとおりであります。

次に、4のポケットスペースの管理につきましては美瑛町が行います。

次に、5の制定概要ですが、本条例は第1条の目的から施行規定までの全15条から構成されております。順を追ってご説明を申し上げます。

第1条では、本条例の制定の目的、第2条では施設の名称及び位置、第3条では行為の禁止、第4条では利用禁止または制限、第5条では占用の許可等、第6条では行為の制限、第7条では使用料、第8条では使用料の減免、第9条では使用料の返還、第10条では許可の取り消し等、第11条では目的外使用等の禁止、第12条では使用者の原状回復とその費用負担、第13条では許可の取り消し等による損害の責任。次の頁になります、第14条では損害の賠償、第15条では規則への委任等を規定しております。資料の説明は以上になります。

議案集の4頁にお戻り願います。4頁の下段6行目附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。準備行為、第2項、この条例による事前の使用の手続き、その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。以下、別表の朗読は省略させていただきます。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

2番、中村俱和議員

（2番 中村 俱和議員 登壇）

**○2番（中村俱和議員）** はい、中村です。このポケットスペースに特化したこの条例の目的なんですけどもね、そこに一つ疑問を感じます。既にですね、町中の公園に対する規制というのは、何らかの規制、条例になっているんでしょうか。何らかの規制はあるはずですよ。その他に、役場敷地内においても営業行為云々これは禁止になっているはずですよ。特別な場合を除いてですね。お尋ねですが、この条例に対する明確なポケットスペースだけに特化された条例の本当

の意味ですか、意義っていうかそういうところをもう少し明確にご説明願いたいと思います。  
終わります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

○建設水道課長(保田 仁君) ただ今のご質問でございますが、公の施設ということで普通地方公共団体につきましては、法律またはこれに基づく政令の特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないという、地方自治法上の規定がございましてその中で法律またはこれに基づく政令に特別があるものというの  
はですね、建設サイドでいけばですね道路ですとか、公園というものが特別の定めがあるという  
ことで、それは独自に条例で定めていると。公園につきましては面積要件がありまして、ポ  
ケットスペースは公園的な使用にはなると思われるのですが、面積要件がありまして、ある一  
定規模以上のものがあるということで、都市公園法の中で規定されております。ポケットス  
ペースにつきましては一定基準を満たしていない公園、そういった利用目的の施設になりますの  
で特別にポケットスペースの条例ということを別途制定するという内容になってございます。  
以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

(2番 中村 俱和議員 登壇)

○2番(中村俱和議員) はい、中村です。そうしますと、町中の公園という法的な規制から外  
れるというわけですね、適用されないと。そういうふうに理解でよろしいですか。そうすると  
面積だけの問題になりますね、そうでもないわけですか、その辺は分かりませんが、一番  
の違いは面積なんでしょう。その他にいろいろなベンチだとか木だとかっていうことがあるん  
でしょう、おそらく。そういうことであればですね、もう少し条文も簡素化できないかと、何々  
についての準ずるとかですね、そういう表現にはできないのかと。少し煩雑ではないかなと思  
ったわけでございます。終わります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

○建設水道課長(保田 仁君) はい、今のご質問についてですが、面積要件について都市公園  
のですね要件の面積を満たしていないということで、ポケットスペース条例の制定というこ  
とで提案させていただいております。条例のつくりについてはですね、条例制定の技術的な部分  
がありましてですね、都市公園の条例とですね同じ、似たつくりになっておりますけれども、

これは条例制定の技術といたしますかですね、というものにかかりますので、この条例で提案させていただきますなと思います。以上でございます。

**○議長（濱田洋一議員）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております。日程第3、議案第1号は産業経済常任委員会へ付託のうえ閉会中の継続審査としたいと思っております。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は産業経済常任委員会に付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

日程第4 議案第2号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第4、議案第2号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

**○総務課長（鈴木貴久君）** おはようございます。議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては7頁から9頁になります。条例の改正要旨と新旧対照表は別冊資料の4頁から10頁になります。今回の条例改正につきましては、本年8月の人事院勧告における育児休業法改正の勧告に準拠し介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大などの法制化に伴い、本条例の一部を改正するものです。第1条の改正は大きく3つあります。1点目、職員の申し出に基づき介護休暇の分割取得、6か月以内で3回まで取得可能となります。

2つ目として、介護時間の新設、最長で連続する3年以内で1日2時間まで取得、3つ目として、育児休業等に係る子の範囲の拡大、特別養子縁組の監護期間中の子など、などを追加する改正で実施時期につきましては、平成29年1月1日からになります。

また、第2条の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律施行に伴う養子縁組里親の法制化に伴う改正でこちらは平成29年4月1日からの施行となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長(濱田洋一議員)** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

**○議長(濱田洋一議員)** 日程第5、議案第3号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

**○総務課長(鈴木貴久君)** 議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては10頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の11頁と12頁になります。今回の条例改正につきましては、本年11月21日に開催された特別職報酬等審議会での答申を踏まえまして本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、議長の月額報酬を27万8千円から30万円に、副議長の月額報酬を22万円から24万円に、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長の月額報酬を19万1千円から21万円に、議員の月額報酬を18万1千円から20万円に改正するものです。実施時期につきましては平成29年4月1日から施行となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第6、議案第4号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第4号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては11頁から12頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の13頁と14頁になります。今回の条例改正につきましては、本年11月21日に開催された特別職報酬等審議会での答申も踏まえまして本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会の長及び委員、監査委員、固定資産評価委員会他条例で定める委員で、その他構成員の報酬額を別表1のとおり改正するものです。なお、別冊資料では改正となる職のみを抜粋して作成してございます。実施時期につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第5号、証人等の費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては13頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の15頁と16頁になります。今回の条例改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い農業委員会等に関する法律の一部改正がなされたことにより、条の移動が生じたため本条例の一部を改正するものです。実施時期は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用となります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、証人等の費用弁償に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第8、議案第6号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

**○総務課長（鈴木貴久君）** 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては14頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の17頁と18頁になります。今回の条例改正につきましては、本年11月21日に開催された特別職報酬等審議会での答申も踏まえまして本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、町長の給料月額を78万円から81万円に、副町長の給料月額を62万2千円から64万円に改正するものです。実施時期については、平成29年4月1日からの施行となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 8、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 7 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第 9、議案第 7 号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第 7 号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては 15 頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の 19 頁と 20 頁になります。今回の条例改正につきましては、本年 1 月 21 日に開催された特別職報酬等審議会での答申を踏まえまして本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、教育長の給料月額を 56 万円から 60 万円に改正するものです。実施時期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からの施行となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第 7 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 9、議案第 7 号の件を採決します。議案第 7 号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第10、議案第8号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長(古本 彰君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては16頁から20頁、条例改正要旨は資料の21頁、新旧対照表につきましては資料の22頁から31頁までになります。今回の条例改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に施行されたこと、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることにより美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例についての新規追加を行うものです。また、この新規追加に伴い条例の条文の整備を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきます。資料の21頁になります。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する改正附則の条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料の22頁から31頁までになりますので、ご参照願います。今回の条例改正につきましては、冒頭説明しましたとおり所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布され、法律と同日から施行されることにより改正を行うものです。具体的には、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、日本と台湾の民間窓口機関との間で日台民間租税取り決めが平成27年11月に結ばれ、この取り決めの内容を日本国内で実施するための国内法を整備するものです。市町村税では、日本国内の居住者が台湾の組織体から得た特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得については総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額と分離して課税し、個人住民税の所得割の税率を100分の3とする規定を新たに整備するものです。また、この新たな規定の整備

に伴い条の繰り下げ及び条文の整理を行うものです。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第9号 美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第11、議案第9号、美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

**○総務課長（鈴木貴久君）** 議案第9号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては21頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の32頁から33頁になります。今回の条例改正につきましては、これまで農業委員の選出につきましては選挙制と、市町村長の選任制を併用した制度により選出しておりましたが、農業協同組合法等の一部を改正する法律などの施行に伴いまして農業委員会等に関する法律が改正されました。このことにより、全ての農業委員について市町村長が議会の同意を得て任命する制度になったため、本条例を改正し所要の規定を整備するものでございます。改正の内容は、法律改正による条の移動、選挙による委員選出が撤廃されたため、選挙によるの文言を削除。委員の定数を15名とするものでございます。実施時期については、公布の日から施行し平成28年4月1日から適用とするものですが、経過措置として、現委員の任期満了の日までは現行の委員定数のままで執行となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第10号 美瑛町自然の村条例の一部改正について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第12、議案第10号、美瑛町自然の村条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、嵯城経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 嵯城 和彦君 登壇)

**○経済文化振興課長（嵯城和彦君）** おはようございます。私の方から議案第10号の提案理由について説明を申し上げます。議案集は22頁になります。新旧対照表は別表の資料34頁と35頁になります。今回の条例改正については、美瑛町の自然の村は開設以来自然に親しむレクリエーションの場として多くの方に利用されてきております。平成17年度の三位一体改革に伴う地方財政の見直しによる使用料の増額改正以降、利用者は減少していることから、ファミリー層が利用しやすい料金体系に改正するものです。利用促進を図るために今回別表を改正するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、美瑛町自然の村条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩したいと思います。

休憩宣告(午前11時32分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて、会議を再開します。

---

日程第13 議案第11号 平成28年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第14 議案第12号 平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第15 議案第13号 平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第16 議案第14号 平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第17 議案第15号 平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第13、議案第11号、平成28年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第14、議案第12号、平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第15、議案第13号、平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第16、議案第14号、平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第17、議案第15号、平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第11号の提案理由について説明申し上げます。議案集は23

頁から43頁になります。今回の補正の主なものは、総務費では特別職給料及び一般職の職員の会計間の異動に伴う給料、一連の台風災害の対応に伴う時間外手当、情報機器セキュリティー対策にかかる費用の追加。民生費では、経済対策による臨時福祉給付金、低所得者に対する冬季生活支援事業、障害福祉医療施設に係る措置費の追加。衛生費では、医療機関受診者増に伴う医療扶助費の追加。農林水産業費では、新規で行う強い農業づくり交付金事業の追加。商工費では、四季の情報館のトイレ改修、次年度開催予定の国際フォトフォーラム開催に向けた準備費用の追加。土木費では、国の第二次補正予算経済対策追加に伴う道路街路事業工事、空き家対策計画策定に係る委託料の追加。教育費では、美瑛小学校の改修工事に係る当初交付金の未採択分を減じて、新たに国の補正予算、経済対策で実施するための費用の追加。諸支出金では、まちづくり基金への積み立てと上水道災害復旧工事の国庫補助金と起債との財源調整に伴う一般会計分、上水道補助金の減額、災害復旧費では、台風で被害を受けた俵真布九線橋などに係る調査設計委託料の一般財源分を災害復旧事業債へ財源振替するもの、農業災害復旧に係る工事費用の追加などでございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正の内容を説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。32頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額3668万1千円の追加。職員給料は特別職の給料及び一般職の人事異動に伴う会計間調整による723万9千円の追加です。職員手当は、台風災害対応と国への災害補助採択資料作成に伴う時間外手当などの各種手当の3144万2千円の追加です。臨時事務員等社会保険料は、予定していた臨時職員数の減少に伴う使用者負担保険料200万円の減額です。

第2目一般管理費、補正額66万7千円の減額。一般管理事業では、嘱託職員、臨時職員の雇用者数減に伴うもの、災害対策等で要した庁舎内コピー使用料、まちづくり寄附件数増に伴う広報発送費用の追加で、一般管理事業計106万7千円の減額です。

交際費は渉外活動に要する経費40万円の追加です。

第3目広聴広報費、補正額129万9千円の追加。広報発行事業、まちづくり寄附金件数増に伴う広報紙増刷印刷費用の追加です。

第5目情報管理費、補正額849万5千円の減額。情報管理事業は、職員のパソコンと庁舎2階にあるサーバー室とを結んでおります中継機器不具合に伴う更新委託とL G W A N回線とインターネット回線の分離にかかるL G W A N端末ディスプレイ分の購入費用追加263万3千円です。情報ネットワーク構築事業につきましては、当初予算で計上していました美瑛駅前周辺などの屋外用の公衆無線LAN、Wi-Fiの整備を予定しておりましたが、地方創生推進交付金が未採択となったため、今年度の実施を見送ることによる1112万8千円の減額で

す。

次の頁になります。第10目災害対策費、補正額30万1千円の追加。十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業、シェルター施設の電気料の開始当初から見込み増となったための追加でございます。

第12目諸費、補正額287万5千円の追加、まちづくり寄附管理事業、まちづくり寄附金増加に伴う贈答品費用の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額4630万1千円の追加。冬の生活支援事業は、低所得者世帯などに対し商品券を支援する費用で664万1千の追加。臨時福祉給付金支給事業経済対策については国の第2次補正による当該事業の実施にかかる経費3966万円の追加です。

第2目高齢者福祉費、補正額92万7千円の追加。地域介護・福祉空間整備事業につきましては、要介護者見守り介護ロボット導入費用の追加でございます。

次の頁になります。第3目障害者福祉費、補正額2870万円の追加。更生医療給付事業は、更生医療入院患者数増加に伴う費用560万円の追加。障害児施設措置費は、放課後デイサービス利用者増に伴う施設措置費2200万円の追加。地域生活支援事業は、日用生活用具給付者増に伴う費用110万円の追加です。

第5目いきいきセンター費、補正額14万8千円の追加。いきいきセンター運営事業、当センター事務室ストーブの更新費用の追加です。

第7目地域支援事業費、補正額73万1千円の追加。介護予防事業、新総合事業モデル事業実施期間延長に伴う実施委託料の追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1030万2千円の追加。施設型給付費事業、幼稚園利用者増に伴う給付費の追加です。

第2目保育所費、補正額52万5千円の追加。どんぐり保育園管理運営事業、広域保育実施負担金単価増などに伴う負担金の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、補正額1084万円の追加。医療費扶助事業、重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等医療、それぞれの医療受診者増に伴う医療給付事業扶助費の追加でございます。

次の頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億507万3千円の追加。中山間地域等直接支払制度交付事業につきましては、本年度の対象農地用地面積確定に伴う交付金44万9千円の追加です。青年就農給付事業は、給付事業対象者1名減に伴う150万円の減額です。強い農業づくり交付金事業につきましては、担い手確保、経済強化支援事業、被災農業者向け経営体育成支援事業実施に伴う交付金1億112万4千円の追加です。農作物等被害災害給付金支給事業につきましては、一連の台風などにより被害を

受けた共済の対象外となった農作物等に対し災害給付金を支給するもので500万円の追加です。第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額103万9千円の追加。基幹水利施設管理運営事業、しろがねダム管理機器故障に伴う追加でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額400万円の追加。写真文化創造事業については、本町における写真文化の創造発信に向けた写真展、国際フォトフォーラム等の開催を来年度に開催を予定していることから、その準備費用として100万円の追加。四季の情報館管理運営事業については、施設内のトイレを外国人観光客に対応するため改修する費用300万円を追加するものでございます。

次の頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額100万円の追加。住環境整備費助成事業、住環境整備助成金申込者増加に伴う追加でございます。

第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額1億800万円の追加。美沢17線道路、美園村山線道路、北瑛旭第6線道路改良事業、いずれも国の第二次補正予算経済対策に伴う事業費の追加です。

第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額1億2050万円の追加。丸山通り線道路整備事業、同様に国の第二次補正予算経済対策に伴う事業費の追加でございます。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額531万円の追加。空き家対策事業、本町の空き家対策計画策定に係る実態調査業務委託料の追加でございます。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1464万4千円の減額。大雪消防組合負担金については人事院勧告に伴う給与改定、人事異動などによる人件費の調整、平成27年度繰越金の精算、庁舎改修工事費確定に伴う公共施設等整備基金の充当減による減額でございます。

次の頁になります。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1億7665万1千円の追加。美瑛小学校改修事業については、当初予算で計上していた学校施設環境改善交付金が未採択となり事業費を縮減したことに伴う改修工事費1億8142万5千円の減額と、美瑛小学校改修事業経済対策では、国の第二次補正予算で交付金が採択されたことによる改修工事費3億5807万6千円の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額691万円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税まちづくり寄附金369件分を基金へ積み立てるものでございます。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額1450万7千円の減額。上水道事業補助事業、台風で被害を受けた上水道復旧工事費に係るもので、国庫補助金と企業債を追加し財源調整したことによる一般会計補助金を減額するものです。

第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第1目現年発生災害復旧費、補正額0円。9月1日に専決補正した災害復旧にかかる調査設計委託料のうち、起債の対象となる6

千万円を、一般財源から災害復旧事業債へ振り替えるものです。

第2項農林業施設災害復旧費、第1目農業施設災害復旧費、補正額5150万円の追加。農業施設災害復旧事業、8月台風災害で被害を受けた町内の農用地復旧事業に係る費用の追加でございます。

次に、歳入について説明いたします。28頁にお戻り願います。歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1002万9千円の追加。普通交付税です。普通交付税は、平成28年度交付決定額44億833万3千円であります。今回の補正予算済額は43億1057万3千円となり、補正後の財源保留額は臨時財政対策債保留分を除いて8457万円を実質財源保留としてございます。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額34万3千円の追加。基幹水利施設管理負担金、しろがね地区ダム管理機器故障に伴う関係構成町からの負担金でございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額1677万円の追加。障害者医療費負担金、障害児施設措置費負担金、子どもための教育・保育給付費負担金、施設型給付費等負担金、いずれの事業にもおいても国庫負担金でございます。それぞれの記載の額でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額134万5千円の減額。地方創生推進交付金事業未採択分と、新たに採択となった地方創生交付金を調整したことによるものです。

第2目民生費補助金、補正額4058万7千円の追加。地域介護・福祉空間整備推進交付金は、介護ロボット導入費用分で92万7千円、臨時福祉給付金支給事業補助金経済対策については、同事業実施に係る国庫補助金です。

第5目土木費補助金、補正額1億1255万円の追加。住環境整備事業交付金は住環境整備助成に係る国庫補助、美沢17線道路、北瑛旭第6線道路、美園村山線道路3路線に係るこれらにつきましては、国の第二次補正経済対策分計6465万円です。

都市計画費補助金4740万円につきましては、丸山通りの国の第二次補正経済対策分に係るものでございます。

第6目教育費補助金、補正額2242万4千円の追加。美瑛小学校改修事業交付金は、未採択となった当初交付金6500万円を減額し、新たに美瑛小学校改修事業交付金経済対策分は、国の第二次補正で追加採択された交付金の計2242万4千円としたものでございます。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額1千万3千円の追加。それぞれ、障害者医療給付から下の施設型給付費等負担金、いずれも国庫補助と同様北海道の負担でございます。

次の頁になります。第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額9603万6千円



の追加。中山間地域等直接支払制度交付金、青年就農給付事業交付金、強い農業づくり交付金、いずれの事業も確定実施に伴う道補助金でございます。

第7目災害復旧費補助金、補正額4560万円の追加。農業施設災害復旧費補助金、災害復旧対象事業の95%の補助金でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額691万円の追加。まちづくり寄附金369件分の追加です。この結果12月1日現在でございますけれども、申し込み件数2094件、累計は3567万8572円となっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額1420万円の減額。公共施設等整備基金繰入金で充当しました消防庁舎改修事業870万円の減額、丘のまちびえいまちづくり基金繰入金で充当していました情報ネットワーク構築事業W i - F i 整備について550万円を減額するものがございます。

第20款諸支出金、第5項雑入、補正額5159万3千円の追加。平成28年台風による義援金は、日本で最も美しい村連合加盟村及び企業からの見舞金159万3千円、北海道市町村備荒資金組合超過納付金は第二次補正で採択を受けた美瑛小学校改修事業として5千万円を超過納付金から充当するものです。

第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額630万円の追加。社会福祉債過疎対策ソフト分、冬の生活支援事業、低所得者に対する支援分です。

第3目衛生債、補正額820万円の追加。保健衛生債過疎対策ソフト分、児童等福祉支援事業債、医療費扶助の助成分です。

第6目土木債、補正額1億1050万円の追加。道路橋梁債美沢17線道路、美園村山線道路、北瑛旭第6線道路、計3路線の事業債計4110万円の追加。都市計画債では、丸山通り道路整備事業債でございます。

第7目教育債、補正額9900万円の追加。小学校債過疎対策で当初予定していた美瑛小学校改修事業債1億1060万円を減額して、新たに第二次補正予算美瑛小学校改修事業債で追加となった2億960万円を追加し、差引計9900万円を充てるものがございます。

第9目災害復旧債、補正額6千万円の追加。公共土木施設災害復旧債、9月1日に専決補正した災害復旧費に係る一般財源分を起債へ財源充当するものがございます。

次に、26頁の第2表繰越明許費補正になります。第2表繰越明許費補正、台風よりに被害を受けた俵真布九線橋、白金の水楽橋、両泉橋の解体などの工事費を平成29年度へ繰り越して実施するものがございます。

追加、第13款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、事業名公共土木施設災害復旧事業、金額2億5千万円、合計2億5千万円です。

続きまして、次の頁第3表の説明をいたします。27頁になります。町債の総額に追加分、

変更分として2億8400万円を追加し、町債の総額を21億2570万円とするものです。

初めに追加分になります。補正予算債の個別の事業分と償還の方法の朗読は省略します。追加、起債の目的、補正予算債、限度額3億2010万円、起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率3.0%以内。

次に変更になります。同時に個別事業の朗読は省略します。起債の目的、起債前限度額、変更後の限度額のみ申し上げます。変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額8億1990万円、変更後限度額7億2380万円、災害復旧事業、変更前限度額2億6910万円、変更後限度額3億2910万円、合計、変更前限度額18億4170万円、変更後限度額18億560万円。

24頁及び25頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、中島水道整備室長。

（水道整備室長 中島 二郎君 登壇）

**○水道整備室長（中島二郎君）** 議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集の44頁から49頁になります。初めに44頁をお開き願います。今回の補正につきましては、歳入では歳出の追加に伴う基金からの繰入金と、歳出では水力発電に係る設備の修繕料の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。48頁をお開きください。歳出でございます。第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額729万3千円の追加であります。発電用遠方監視制御装置の修繕に係る費用の追加をお願いするものでございます。

次に歳入の説明を行います。46頁をお開きください。歳入でございます。第2款繰入金、第1項繰入金、補正額729万3千円の追加であります。歳出補正の財源充当のため基金より繰り入れをするものでございます。

45頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（濱田洋一議員）** はい、水道整備室長そのままお願いします。

次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

中島水道整備室長。

**○水道整備室長（中島二郎君）** 議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の50頁から55頁になります。初めに50頁をお開きください。今回の補正につきましては、歳入では歳出予算に追加に伴う繰越金による財源充当であります。

歳出では下水処理場内の沈砂池に設置してあるポンプの修繕に係る費用の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出予算補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。54頁をお開きください。歳出でございます。第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額200万6千円の追加であります。沈砂池に設置をしてあるポンプ2台のうち1台につきまして、部品の経年劣化等により機能低下が著しいことから修繕を行うものでございます。

次に、歳入の説明を行います。52頁をお開きください。歳入でございます。第4款繰越金、第1項繰越金、補正額200万6千円の追加であります。歳出補正の財源充当でございます。51頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（濱田洋一議員）** はい、水道整備室長そのままお願いします。

次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

中島水道整備室長。

**○水道整備室長（中島二郎君）** 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集につきましては56頁から59頁になります。初めに56頁をお開きください。今回の補正につきましては、収益的支出では災害に伴う仮設費用の追加、収益的収入では財源調整に伴う一般会計補助金の追加をお願いするものでございます。資本的支出では水道管本設工事に係る費用の追加、資本的収入では災害復旧に係る国庫補助金及び企業債の追加と財源調整に伴う一般会計補助金の減額をお願いするものでございます。また、災害復旧工事の工期が次年度にまたがる予定であることから、第4条におきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

初めに、収益的収入及び支出の支出よりご説明をいたします58頁をお開きください。支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額621万円の追加。修繕費であります。資産とならない仮設費用の追加をお願いするものでございます。

次に収入についてご説明をいたします。収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正額49万3千円の追加。財源調整による一般会計補助金の追加でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出についてご説明申し上げます。支出、第1款資本的支出、

第1項建設改良費、補正額1億4731万円の追加。工事請負費でございます。本町地区導水管及び白金地区送水管の復旧工事費でございます。

次に収入であります。第1款資本的収入、第1項国庫補助金、補正額1億530万円の追加。災害復旧に係る国庫補助金でございます。

第2項一般会計補助金、補正額1500万円の減額。財源調整に伴う減額でございます。

第4項企業債、補正額5490万円の追加。災害復旧に係る企業債でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3654万4千円は、過年度分損益勘定留保資金3654万4千円で補填するものとする。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（濱田洋一議員）** 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇）

**○町立病院事務局長（平間克哉君）** 議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集につきましては、60頁から61頁になります。今回の補正につきましては、2月から開設しました療養病床患者への状態管理機器導入に関する賃貸借費用と機器導入に伴う収益の増及び光熱水費及び委託料の経費の増額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的収入及び支出についてご説明をさせていただきます。議案集61頁をご覧願います。先に収益的支出について説明させていただきます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、光熱水費320万8千円の増。この増額補正につきましては、平成28年3月からの電気購入契約先変更により、平成27年度分精算額請求が28年度になったこと及び次の契約先確定までの臨時契約単価増に伴う支出の増額により増額補正をお願いするものでございます。

次に賃借料80万8千円の増。この増額補正につきましては、平成28年2月より開設しました療養病床の患者に対し日々の状態を確認するために使用する状態管理機器の導入に必要な賃借料の増額補正をお願いするものでございます。

次に委託料134万円の増。この増額補正につきましては、療養病床の開設に伴い患者に使用するオムツ等医療廃棄物が増量したことに伴う委託料の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、収益的収入について説明をさせていただきます。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益80万8千円の増。この増額補正につきましては、支出で説明いたしま

した患者の状態管理機器を療養病床に導入することにより入院基本料の区分が変更となり加算がとれる状況が発生することから、診療報酬の増額を見込み増額補正をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これで、5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5案件に関連する事項についての総括質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、5案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第11号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第11号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第11号についての質疑を行います。議案集32頁から37頁まで、初めに、平成28年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出、第2款総務費及び第3款民生費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集36頁から39頁まで、第4款衛生費から第7款商工費までについて質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

**○3番（京屋愛子議員）** 3番、京屋です。38頁の7款、1項、3目観光費のことで伺います。

こないだもちょっとお伺いしたんですけれども、今度写真文化創造事業ということで、国際フォーラムをやるという話を伺いましたが、私もちょうどこの時期が1番写真を撮るには非常にいい時期だと思って、ここにイベントがないのは、そこはすごくよかったかなと思います。今回の100万円ですけれども、準備事業ということですので、実際には具体的にどのような形で、何か委託を、例えばそれを今度計画を立てるのに委託料として、そういうのをお出しになるのかお聞かせ願いますか。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、嵯城経済文化振興課長。

**○経済文化振興課長（嵯城和彦君）** 写真文化創造事業の100万円の補助金でございますが、

実行委員会を立ち上げてそちらに支出する予定でございます。実行委員会の方で準備金として、広報活動とかですね、写真家とかいろんな打ち合わせですね、使わせていただくっていうことで予定をしているところです。以上でございます。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集40頁から43頁まで、第8款土木費から第13款災害復旧費までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

9番、角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 9番、角和でございます。私は、第8款、第5項、第2目住宅建設費につきましてお尋ねをさせていただきます。空き家対策事業業務委託531万円ということでございます。先ほどの議案説明によりますと、計画策定に向けた実態調査の委託となっております。まず1点目は、空き家の対策と一口に申しましても、空き家の再利用、あるいは解体も含めた中身もあるかと思えます。どのような観点での空き家対策の計画を、いつ策定なさるのかの見通しについてお尋ねします。

もう1点は、予算費531万円でございますけれども、空き家ですね、町内に空き家どれだけあるのかということでありましたら、行政区なり町内会なりの集約である程度見通しがつくのではないかなと思います。そこに530万円かけて調査を委託するというこの意味合いについてお尋ねをいたします。そして、合わせまして裏腹な質問ですけども、ということは単に空き家だけの、空き家の戸数を調べるだけではなくて、この業務委託の中で計画の骨格になるような部分までも踏み込むのかとも推測されますけれども、その内容についてお尋ねをさせていただきます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） はい、空き家対策事業という内容のことをお聞きしているかなど、ちょっと3点ほど分かれてるということですが、まとめて答えるような形になってしまいますがよろしいでしょうか。

今回補正をさせていただきました空き家対策事業につきましては、今回の補正とですね、平成29年度にですね美瑛町空き家対策計画、2年間にまたがって計画を立てていきたいというふうに考えております。その計画の中身的なものをですね、空き家に対して適正に管理されている空き家に対して、どのような有効活用ができるかとかですね、そういう計画を、有効活用

を促進するような計画を立てていきたいと。その他といたしましては、逆に適正な管理が行われていない空き家に対しては、防災だとか防犯とか衛生、景観についてもですね、生活環境に悪影響を及ぼしていると、そういう住宅に対してどのような対応ができるかと、例えばその除却に対しての補助だとか、そういう制度も検討できるんでないかと、そういう計画等もちょっと計画していきたいとかですね、あと、それに空き家に関して、空き家に関連する事業に対してどういうものができるとかですね、そういうものを計画して、それらをまとめた計画を美瑛町空き家等対策計画ということで、そういう計画を立てることによって国からの支援を得やすいと、その事業を得やすい事業を計画させていただいて、国の支援を有効に使わせていただきたいというふうに考えております。今回のその補正に対する内容につきましては、実態調査だけではなくて、空き家ですね状態の実態調査とかですね、課題の整理とか、空き家などの対策の基本方針、その他に目標達成に向けた取り組みとか、全国でいろんな事例がありますので、その事例をちょっと収集したりしてですね、そういうものを調べたりしてですね、平成29年度に策定予定の空き家等対策計画の下資料の作成ということで委託をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 9番、角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 事業内容よくわかりました。1点だけ、さらに質問させていただきたいと思います。空き家の有効活用についても今後の計画の中で検討されていくというご答弁でございました。その有効活用の利用の一つのあり方として昨日も質問させていただきましたけれども、移住定住の中で活用を図るという道も一つのあり方かなと思っておりますけれども、移住定住策、本町ですと経文課あるいは活性化協会、いろんなところが担って行っていると思いますけれども、今回の計画とその移住定住策が有機的にリンクするようになればいいなと考えておりますけれども、そこについてのお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長(三田村尚樹君) はい、この計画を策定するに当たってもですね、住民生活課だけではできないと思っております。もちろん経済文化振興課、あと例えば管理されてない空き家とかですね。それで税の関係だとか税務課の方も入っていただくとかですね、そういういろんな関係部署とも一緒に協議会等をつくってですね策定していきたいというふうに考えております。ですから、移住定住に関しましても、それについても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

4番、八木議員。

**○4番（八木幹男議員）** 八木です。同じく空き家対策について、一点質問させていただきます。昨日の一般質問の中で京屋議員の中に、隠れ要支援者という興味深い言葉が出てきました。この実態調査は空き家という物理的な面だけではなく、このような方を見つける福祉的な面を含めた悉皆調査で行うべきではないかなというようなことを考えております。昨年の道内所管事務調査で、福祉でまちづくりの取り組みをしている本別町に行ってきました。そこでは、地域包括支援の一環として空き家対策を行っていて、住み替え、あるいは生活支援を前提とした悉皆調査を実施してデータベース化されておりました。本町においても、住民の生活支援を前提とした実態調査にすべきで、その延長上に移住定住に向けた対策にも対応できるようにしていくと、このようなものが必要ではないかと思っておりますが、その辺のところの考えをお伺いいたします。

**○議長（濱田洋一議員）** 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時49分）

再開宣告（午後 1時49分）

**○議長（濱田洋一議員）** 再開します。

（「はい」の声）

三田村住民生活課長。

**○住民生活課長（三田村尚樹君）** 今言われたことにつきましても、ちょっと内部で検討させていただいてですね、できるものなら組み込むというような形でも考えていきたいと思っております。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、石井副町長。関連で答弁お願いします。

**○副町長（石井典夫君）** 関連してちょっと説明をさせていただきますけども、これは基本的に昨日角和議員さんが一般質問された中身の具体的な事業に取り組むに当たっての基本的な資料のまとめということになります。したがって、これから空き家がいっぱいあるからそれを何とかしようということではなくて、移住定住者に対する住宅をどういうふうに確保したらいいのかと、まずそういったところを基本に抑えていくと。その中で今八木議員さんが言われたような、そういったところも当然調査の中で出てくるかもしれません。そういったところについては福祉サイドともよく協議しながら、そういったところについての今後の住宅の利活用という部分についても当然調査の中に入ってくるというふうには理解しております。あくまでも、この空き家対策は、空き家が多いので何とかしようということではありません。潜在的な空き家も探していくと、そしてそれを有効に活用するためにどうしたらいいのかと、その基礎資料であるというふうに理解していただきたいと思っております。以上です。

（「はい」の声）



○議長（濱田洋一議員） 4番、八木議員。

○4番（八木幹男議員） よくわかりました。その辺のところを踏まえながら、やはり将来的にはこういった方向性も中に入れてほしいなということで終わります。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 石井副町長。

○副町長（石井典夫君） そういったことも当然なっていくと思っております。いずれにしてもこれから、昨日の町長の一般質問の答弁の中でもございましたけども、国の方もこの移住定住、そして空き家対策、それから空き家になって、それが景観上、それから防犯上、いろんな問題を起こしているようなそういった建物も全国いろんなところにあります。美瑛町の中にもですねやはりそういったものもあります。そういったものも当然どういうふう処理していくか、この調査をやることによってですね、国のいろんなメニューに乗っていくことが可能になりますので、そういったところですぐ手を挙げて対応できるような、そういった体制をこの28年の補正と、そしてこれから29年の予算編成になりますけども、その中できちっと位置付けをして、そして対応していくということでございます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、1番福原輝美子議員。

○1番（福原輝美子議員） 今の8番の空き家対策の利用については大変よろしいんですが、この空き家について、家というのは、家も物もそうなんですが所有権っていうのがあるんですけども、私の知ってる範囲内でも、空き家は立派な空き家もあるし、もうどうにもならない、風が吹けば飛ぶような空き家もあります。それに対しての所有者、今空き家に対しての調べができるのであれば、所有者もはっきりされてる、されてないっていうところがあると思うんですか、そこら辺も出てくるんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、三田村住民生活課長。

○住民生活課長（三田村尚樹君） 所有権というか所有者とか、その点についても調べていきたいというふうに考えております。特措法ですか、その中でもですね、調べられるようなことも書いてありましたので、それを活用しながら調べていくというような形で考えております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

2番、中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。42頁の10款、2項、1目小学校管理費の1億7600万円について伺います。これは美瑛小学校の改修事業は、今回28年度の予算では

国から審査された結果、これは通らなかったわけですね。その際、その通らない理由というのは示されたでしょうか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、宮崎管理課長。

○管理課長(宮崎敏行君) 国からですね、直接、美瑛町の事業についてはこういうことで採択しませんよというような中身はございません。ただ、情報としては国内で各地から要望が上がったのが約2千億円、そして当初の国の方の財源をもって交付する部分が約1千億円と2分の1ということで非常に厳しいという情報の中で、1点については耐震化というものを優先する。続いて2点目については継続事業を優先するというような、項目がございました。特に、今議員が言われました美瑛町についての採択、不採択の条件の明示はございません。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) 国はその理由を示さなかったということですけども、それは暗にどうか言葉にしてないだけで、国の財政事情それから全国とのバランス、それから緊急性が乏しいと、それから教育環境の整備ですか、そういう観点から総合的に判断したものと思われまして。そこでですね、美瑛町としてはその美瑛小学校の改修についてですね、そういう判断のされた結果を基にこの計画をですね白紙からもう一度再検討すべきではなかったのかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 宮崎管理課長。

○管理課長(宮崎敏行君) ただ今の件ですけども、先ほど申しあげましたように、道教委の方ですね、採択の要件の順位というのは第1に耐震化工事であると。2番目に継続事業であるというような話でございました。この件については、美瑛町としては美瑛小学校については3年計画の2年目であることから、継続事業として優位的に考えたわけでございますけども、一つその中に条件がございまして、学校改修の場合は体育館棟と校舎棟について分かれてると。ですから、第1年目が耐震工事と体育館の改修工事であったと。それと、2年目、3年目に予定してございました校舎等の改修工事、美瑛町としては、私としては継続事業というふうに押さえたわけでございますけども、基準としては体育館と校舎棟は別物ということで、この辺で優先順位から落ちたのかなと。しかし、中身については、いろんな部分、屋根の方も、それから外壁、それからの建物内部もですね相当30数年経過してございまして、老朽それから設備の劣化も著しいということもあって、今回国の2次補正で採択になったというふうに考えてるところでございます。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） いろいろとご質問あったんですけど、内容はこういうことでありまして、国は2千億円程度の教育の施設の改造等の資金を用意していたんですけども、結局今年度におきましてはオリンピックとかそういったところに引かれてですね半分しか残らんなくなったんですね。それで優先順位というようなことを無理やりつけてきて、そしてここをやってもいいとか、やらなくてもいいとか、やっても悪いとかそんな無理やりの優先順位をつけたということなんです。それで、我々もそういう教育の部分について予算を削るようなことをやってオリンピックをやるようなことでいいのかということいろいろ意見を申し上げ、そういう中で今回補正の中でそういった減らしたものを元に戻しましょうということによって予算が付いて、町の部分についても施工を認めましょうということになったということで、何か内容が悪かったとかそんなことはないということをご理解いただきたいというふうに思います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 2番、中村議員。

○2番（中村俱和議員） 私は、教育環境の改善に対して支出するということは全く否定しているわけではないです。緊急性があるとかですね、ここはどうしても直したいといった場合には、これはやらなくちゃいけないです。ですから、この前の春の説明では玄関の照明ですね、あの辺の照明だとか、それから雨漏りの件だとか、これはやらなくちゃいけないでしょう。そういった意味でですね、もう一度やはりこれはこれから先ずっとこれはやらないというわけじゃないんです。やっぱり順次やっていくべきだと思うんですけどもね、やっぱり3億5800万円の予算を組むわけですから、やはり慎重にやるべきだと思うわけです。その辺はご理解をいただきたいと私は思っているんですけども、その辺はもう一度ご返答をお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時59分）

再開宣告（午後 2時00分）

再開します。

（「はい」の声）

宮崎管理課長。

○管理課長（宮崎敏行君） 美瑛町の小学校、中学校、それぞれ相当前からですね、まず耐震化についての調査をさせていただいて、そして老朽化対策ということでそれぞれの施設を調査をさせていただいた中での工事である点が1点でございます。それから、当然耐震化工事を優先してございましたので建築年度に沿って着工してきたところでございますけども、最終美瑛小学校が3か年計画でこのような形で27年度から取り組みをさせていただいております。先ほど申し上げましたように耐震化は済みました。しかし、昭和50年代に建てた施設でございま

すし、当然各外壁、屋根等の劣化、老朽も進んでございます。そういう中で、全ての学校について年次計画を立てて、そして内部で検討した結果、27年度から3か年で取り組むということと進めてきてございます。今年、当初国の採択が見送られたということとございまして、当初から27年度、28年度、29年度、この3か年で施工することになってございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に議案集28頁から31頁まで、歳入全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に議案集は27頁、第2表地方債補正について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集は23頁から26頁まで、平成28年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表繰越明許費補正について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集は44頁から49頁まで、平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第12号について質疑を終わります。

次に、議案第13号についての質疑を行います。議案集の50頁から55頁まで、平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第13号について質疑を終わります。

次に、議案第14号についての質疑を行います。議案集の56頁から59頁まで、平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明の全般について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第14号について質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑を行います。議案集60頁及び61頁、平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

9番、角和議員。

**○9番(角和浩幸議員)** 9番角和でございます。私は、今回の補正の中で療養病床の患者さんに対する機械の使用ということについてお尋ねをいたします。聞くところによりますと、患者さんの血中酸素濃度を測るような機械で6台の導入っていうふうにも聞いておりますけれども、療養病床の活用、大変期待されております。現在の入院患者さんの数とこの機械6台ということですけど、6台で足りるのかどうかについてまずお尋ねいたします。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** はい、平間町立病院事務局長。

**○町立病院事務局長(平間克哉君)** 今回ですね、機器の導入ということでリースで入れますけれども、この機器につきましては角和議員申されましたとおりですね、一般的には病院ではサーチと言われます血液中のですね酸素濃度の測定をする機械でございます。これを24時間常時付けてモニター監視をすることによって患者の急変等の管理をしですね、患者が容態が変わったことを判断してですね対応していくためのものということでご理解をいただければと思います。なおですね、これについてはですね、今当初ですねまず6台、モニターの監視機器を含めまして6台ということで導入を図りたいというふうに考えておまして、現状ですね全ての患者にですね付けるということではございませんので、今の患者の状況を見ながらですね、当初は6台から始めたいということ考えております。なおですね先ほどお聞きになりましてですね現在の療養病棟のですね入院患者数でございますけれども、昨日時点ですね12月15日時点で現在23名ということの療養病床の入院患者数ということになってございます。以上です。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** はい、9番角和議員。

**○9番(角和浩幸議員)** 分かりました。今回この収入の方も増額になっております。収入の事業収益の補正分が80万8千円の増額を見込んでいますと、支出の方で賃借料が同じく80万8

千円、レンタル料と理解しております。この機械を入れることによるレンタル料と、その機械を使うことにより医業収益が加算されるということで収入もアップするということが大変良いところに目をつけられたなというふうに思っておりますが、これ今後この機械の導入の如何によってはレンタル料が収益を上回ってしまうというようなこともあり得るのでしょうか。あるいは収益の方が増加していく見通しなのかどうか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 平間町立病院事務局長。

○町立病院事務局長(平間克哉君) 今回ですね6台入れるということになってございますけれども、今ですね病院の事業収益の入院収益の関係でございますが、療養病床の入院収益については入院基本料が今2.5対1という看護基準の中でやっております。この入院基本料2という部分で進めておりますけれども、この中でですね医療区分というものがございまして、患者のですね医療の度合いに応じまして医療区分が1、2、3と3ランクに分けられて入院基本料が決まるようなシステムになってございます。今ですね、先ほど2.3名と申しましたけれども、この中で医療区分、一番ですね医療が必要とされないとい医療度合いが少ないという者が10名、医療区分2が10名、一番高い医療区分が3名ということで合計2.3名の入院がおりますけれども、この中で必要な部分でございますけれども、今回の24時間の監視のですね機器を付けた場合につきましては、この医療区分が通常3に上がるということになります。一番医療区分が高い部分になりますので、サーチを導入した患者についてはですね、収益的にですね医療区分が上がって、点数が上がってですね収益につながっていくというような計算で今回させていただいております。ただですね、6名全てがですね医療区分が1というわけではございませんけれども、ただ通常ですね、今想定している患者の中ではですね、ほとんどが医療区分が上がっていく患者がほとんどでございますので、そういうことから考えまして、今後ですねこの機械を導入した中で導入の費用に対してですね、その分以上のですね収入を見込んでいます。ただし、先ほど申しましたように医療区分が1、2という者がまだ20名程度おりますので、今後患者の状態をよく確認しながらですね、今後ですね急変をすとかそういう必要がある患者についてはですね、機器を増やしながらですね対応していくということも考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい3番京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) ちょっとお話しなんですけど、サーチの件は分かりますけど、モニター1台について全てそうすると血圧とか入ってそこにサーチが入ることですか、そういうものを借りるということなのか、ちょっとお答え願えますか。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、平間局長。

○町立病院事務局長（平間克哉君） 今回のですね機器につきましては、あくまでも1番簡易なですね血中の酸素濃度だけを測る機械ということになります。それで、現在もですね全て酸素だとかですね、心拍数、血圧等のモニターは何台かございます。それについてはほとんどがですね、今現状としてはですね、急変の多い一般病床の方で利用しておりますので、療養病床の方については、あくまでも平常の状態を管理するというところでございますので、1番簡易なですね血中酸素の濃度を測定するだけの機械で十分ということで判断しております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、3番京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） 24時間体制できちんとモニターできると、サーチで酸素濃度を測って行って、患者さんにとって早く、早期発見につながればいいということで導入されるということによろしいですかね。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 平間町立病院局長。

○町立病院事務局長（平間克哉君） 高齢者の患者が多いと病院でございますので、状況がですね刻一刻と変わる場合もございますので、そういうものを早く判断をして、早く発見をしてということが目的でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、中村俱和議員。

○2番（中村俱和議員） 中村です。61頁の支出の項で電力購入契約先変更に伴う電気料金の支出増ですね。これは、最近に契約先を変更になったんでしょうか。その場合ですね、契約先を変更しない場合も電気料金の支出増は予想されたんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、平間町立病院事務局長。

○町立病院事務局長（平間克哉君） 昨年までですね、27年度に契約をしておりました民間の電力の供給会社の方がですね破綻をしまして、それですね27年度の3月分からですね供給先を切り替えるということになりました。その間ですね、切り替えるということでございましたので、3月分ですね支出が確定できずに28年分の支出に、企業会計でございますので3月時点でですね切り替えなきゃいけませんので、その分がですね28年、新年度分の支出にずれ込んでしまったということと、あと、次のですね電力供給会社を決定するまでに2か月間ほどですね、北電と臨時の供給契約を結びましたので、その分で差額が出たということで今回補

正をするということでご理解いただければと思います。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第15号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第11号について討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第12号について討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい討論なしと認めます。これで、議案第13号について討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで、議案第14号について討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第15号について討論を終わります。

これから日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、平成28年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第12号の件を採決します。議案第12号、平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第13号の件を採決します。議案第13号、平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）



はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第16、議案第14号の件を採決します。議案第14号、平成28年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第17、議案第15号の件を採決します。議案第15号、平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

午後2時30分まで休憩します。

休憩宣告(午後 2時16分)

再開宣告(午後 2時30分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて、会議を再開します。

---

日程第18 議案第16号 請負契約の締結について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第18、議案第16号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

○建設水道課長(保田 仁君) 議案第16号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては62頁になります。町道朗根内上俵真布線九線橋は、本年8月23日に本町を襲った台風9号により被災を受け橋桁が落下し辺別川の流水を阻害している状況となっていることから、来春以降の出水期を迎える前に解体撤去をする必要があります。このことから、旧橋解体工事を行いたく、町道朗根内上俵真布線九線橋道路災害復旧工事旧橋解体として12月14日入札を執行し仮契約を交わしているところであり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第16号の件を採決します。議案第16号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第17号 財産の処分について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第19、議案第17号、財産の処分についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第17号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は63頁になります。今回の財産処分については、平成3年から始まった二股町有地の岩石の売り払いについて、5年ごとの採取契約期間が今年で終了することから翌年度以降の売り払いの申請がありましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。この岩石採取についてですね、その安全対策について伺います。これは、一つには雨水対策ですね、当然岩石をとった場合には、その敷地に降った雨水の流出係数は、増えると思います。この雨水対策はどうなってるのか。それから法面の安定化、これは現時点もそうだし、今後についてもどのような対策をされていて作業して

るのか伺います。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時35分）

再開宣告（午後 2時36分）

再開します。

（「はい」の声）

はい、保田建設水道課長。

○建設水道課長（保田 仁君） はい、それでは雨水の対策とですね、採取場の安全対策ということでご質問いただいたと思います。まず、雨水対策ですけれども雨水の排出先は上二股川というところで普通河川になります。美瑛町の管轄になります。ということでですね、平成23年に汚水排出届けというものが出されておりました、美瑛町の河川管理条例の第10条に基づきまして施設を設置または変更したときに提出いただくということで、平成23年に最終提出をいただいておりますが、そのときから今回は変更がないということで、そういった汚水排出届は出されておられません。排出先は先ほど言いましたように普通河川の下二股川になります。最大の排出量は4.33立法メートル毎秒ですね、の流出を見込んでおりました、沈澱池の面積は1620平方メートルというところで施設を設置してございます。以上、汚水の排出についてはそういったことになっております。それで、原石採取場の安全対策等についてですが、道に提出し道の許可権限になりますので、美瑛町というところではなく北海道上川総合振興局に提出されているということになります。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 2番、中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、伺いました。原石採取計画では平成32年に終了することになってますけれども、その後のですね、現地への立ち入り制限というのはあるのでしょうか。それから、事故がもしも発生した場合の補償関係はどうなってるのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 今回の財産処分の点につきましては本年度で切れることになってます。したがって、今回今現在来年度以降5年間の契約を受けたく第7期になりますけれども、こちらの方で20万1千立方メートルを採取する計画でいるところでございます。その後も実質の推定埋蔵量としては平成3年当時に188万立方メートルという数字がありましたので、今回これを引いた中でちょっと概算ですけども150万立方メートルちょっとの予定でいます。したがって、まだ若干推定埋蔵量としては残っている形になりますので、とりあえず今回は5年ということで、その後については平成32年のこの時期に再度申請が上がってく

るような形になると思います。それから事故対策の補償ということでございますけども、こちらにつきましてはそれぞれ総務課の方で道路使用に関する協定でありますとか残地隣地管理する協定でありますとか、いろいろな面で協定書を結んでございますので、こちらについて騒音でありますとか排水、公害等に近隣住民の皆さまとの合意を図られるよう指導しているところでございます。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第17号の件を採決します。議案第17号、財産の処分についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第18号 農地災害復旧事業の施行について

日程第21 議案第19号 農地災害復旧事業の施行について

日程第22 議案第20号 農地災害復旧事業の施行について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第20、議案第18号、農地災害復旧事業の施行についての件、日程第21、議案第19号、農地災害復旧事業の施行についての件及び日程第22、議案第20号、農地災害復旧事業の施行についての件を一括議題とします。議案第18号から議案第20号までについて提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） それでは、私の方から議案第18号から第20号までの提案理由についてご説明をさせていただきます。議案集につきましては64頁から70頁までになります。別冊資料につきましては36頁から56頁になります。本件につきましては、今年8月の22、23日の両日にかけて美瑛町を襲いました台風9号がもたらしました大雨が2日間の総雨量193ミリ、最大時間雨量50.5ミリを観測し、美瑛町内を流れる美瑛川、置杵牛川、宇莫

別川、辺別川を中心に、堤防の一部決壊、氾濫により農地農業用施設に甚大な影響を受けたことから、1日も早い農地の復旧による農業経営の安定と農家負担軽減を図るために、町の単独費や広域環境保全協議会の協力を得て復旧工事に当たっております。今回被災した農地のうち、災害復旧工事規模の大きい農地11.22ヘクタールについて、国の補助事業制度による農地災害復旧事業を実施したく土地改良法の規定により議会の議決をお願いするものであります。それでは最初に議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第19号につきましてご説明いたします。議案集につきましては64頁、67、68頁になります。それでは最初に議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号につきましてご説明いたします。議案集につきましては64頁、69、70頁でございます。それでは最初に議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第18号、19号、20号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第18号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第18号についての質疑を終わります。

次に、議案第19号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第19号について質疑を終わります。

次に、議案第20号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第20号について質疑を終わります。

以上で、議案第18号から議案第20号までの3案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論については一括行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、3案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。

これで、議案第18号から議案第20号までの3案件についての討論を終わります。

これから日程第20、議案第18号の件を採決します。議案第18号、農地災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第21、議案第19号の件を採決します。議案第19号、農地災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第22、議案第20号の件を採決します。議案第20号、農地災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第23、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長（浜田 哲君） 諮問第1号について提案理由の説明を私の方からさせていただきます。

人権擁護委員法におきましては、議会の意見を聞いて町長が法務大臣に推薦するということになっておりますが、今回は任期満了になります現在人権擁護委員を務めていただいております小

野寺次男氏を再度推薦をさせていただくために議会の意見を求めたいというものであります。小野寺氏は、平成26年1月に人権擁護委員に就任され、識見高く真面目な態度で精励され、人権相談、人権思想の普及啓発活動などを通して本町の人権擁護の推進に大きく貢献されてきました。今後も、その手腕に期待をしているところであり、推薦をさせていただきたいということでの提案であります。朗読をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以上でありますよろしくお願いいいたします。

○議長(濱田洋一議員) 暫時休憩します。

休憩宣告(午後 2時56分)

再開宣告(午後 2時58分)

休憩前に続いて、会議を再開します。

お諮りします。本件は、お手元に配布をしてあります意見のとおり推薦に同意をすることとしたいと思っております。ご異議はありますか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配布をしてあります意見のとおり答申をすると決定をしました。

---

日程第24 意見書案第14号 現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を  
求める意見書について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第24、意見書案第14号、現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、5番佐藤晴観議員。

(5番 佐藤 晴観議員 登壇)

○5番(佐藤晴観議員) 全てを朗読して提案とさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いいいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、意見書案第14号の件を採決します。意見書案第14号、現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第14号の件は決議することに決定し決議書を関係機関に送付するものとします。

---

日程第25 意見書案第15号 JR北海道への経営支援を求める意見書について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第25、意見書案第15号、JR北海道への経営支援を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9番、角和浩幸議員。

(9番 角和 浩幸議員 登壇)

**○9番（角和浩幸議員）** 朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上です。どうぞよろしくお願ひします。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、意見書案第15号の件を採決します。意見書案第15号、JR北海道の経営支援を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第15号の件は決議することに決定をし決議書



を関係機関に送付するものとします。

---

日程第26 意見書案第16号 大雨災害に関する意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第26、意見書案第16号、大雨災害に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、7番野村祐司議員。

（7番 野村 祐司議員 登壇）

○7番（野村祐司議員） 要約を朗読して提案の説明といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上、意見書について賛同賜りたくご提案申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第16号の件を採決します。意見書案第16号、大雨災害に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第16号の件は決議することに決定をし決議書を関係機関へ送付することにします。

---

日程第27 意見書案第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第27、意見書案第17号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、13番杉山勝雄議員。

（13番 杉山 勝雄議員 登壇）

○13番（杉山勝雄議員） 朗読をもって提案をいたします。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第17号の件を採決します。意見書案第17号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第17号の件は決議することに決定をし決議書を関係機関に送付することとします。

---

#### 日程第28 所管事務調査の申し出について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第28、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。

本件については各委員長からの申し出のとおり、承認をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思えます。ご了承をお願いを申し上げます。

---

閉会宣告

---

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会へ付議された案件の審議については全部終了しました。会議を閉じます。平成28年第7回美瑛町議会定例会を閉会します。

---

閉会挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） ありがとうございます。12月定例会、本当にですね。素晴らしい論戦があった中身の深い一般質問というふうに思います。改めて、今年1年災害の年でありましたけれども、これで次の年に向けたステップが一つできたのではないかなというふうに思っております。ロシア、プーチン大統領がお見えになって、これからの日本とロシアとの関係がどうなるのか私も非常に興味津々であります。今年も、来年もですねひとつ良い年になりますように、そのことも含めてご祈念申し上げてご挨拶とします。ありがとうございます。

午後 3時13分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年 2月 3日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 八木 幹男

議員 角 和浩幸